

## 非常変災に伴う対応について

日頃は本校教育推進のため、ご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風等の非常変災に伴う児童への対応につきましては、下記の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ○草津市に、午前7時現在で**特別警報**や**暴風警報**が 発令中の場合は**臨時休業**となります

※メール配信は行いません。

※「大雨・洪水・大雪」に関する警報が発令されても臨時休業とはなりません。

「暴風警報と大雨警報」「暴風警報と洪水警報」等のように、『暴風』を含む警報が発令された場合のみ「臨時休業」となりますのでご注意ください。

#### ○登校後、特別警報や暴風警報が発令された場合には、 **授業時間の短縮措置をとります。**

※メールサービスでお知らせします。また、メールのアンケートにて「迎えに来る」「集団下校させる」「学校待機させる」等の回答をお願いする場合があります。

※草津市内の学童保育は閉鎖となります。

※放課後自習広場は中止となります。

※「避難準備勧告」「避難勧告・指示」が発令された場合は、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

※早く下校する場合の帰り先、帰ってからの過ごし方など、ご家庭でお子様と事前に話し合っておいてください。（下校先が変更のときは、連絡帳などでお知らせください。）

#### ○その他、局地的な集中豪雨や雷等の特別な場合

※暴風警報や特別警報が発令されていないとき、また、警報が解除された場合でも、学校長の判断により次の措置をとる場合があります。お迎えいただく等ご協力ください。

※メールサービスでお知らせします。

①臨時休業とする。

②授業時間の短縮をする。

③登校〔下校〕を遅らせる。学校待機をさせる。

なお、まだメールサービスに登録されていない方は登録いただきますようよろしくお願いたします。